平成２３年（フ）第８５号
北海道岩見沢市７条東８丁目３番地９　フォーレスト103
債務者　隈井　仁志
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第６３１号
千葉県船橋市高根台３丁目２番199棟５号
債務者　諸井ユウ子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８３９号
愛知県あま市木田池ノ島98番地１　プレジール美和103号
債務者　吉川　重治
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３２号
北海道小樽市オタモイ１丁目16番26号、前住所北海道小樽市長橋５丁目32番32号　栄マンション６号室
債務者　伊藤麻衣子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３５号
北海道小樽市勝納町18番12号、前住所東京都府中市武蔵台３丁目23番地の24　アメニティーコウヤマ第一ガーデン308
債務者　小栗　生也
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３６号
北海道小樽市勝納町18番12号、前住所東京都府中市武蔵台３丁目23番地の24　アメニティーコウヤマ第一ガーデン308
債務者　小栗　誠子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３９号
北海道小樽市長橋３丁目18番26号　オ・メゾン桜陽102、前住所北海道小樽市長橋４丁目11番303号　マルキ92
債務者　阿部　早苗
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１４０号
北海道小樽市桜３丁目18番433号　桜東住宅、前住所北海道小樽市花園２丁目11番12号
債務者　池田　礼子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１４０号
北海道苫小牧市大成町１丁目９番１―1001号
債務者　目黒　孝司
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４１８号
宮城県多賀城市伝上山３丁目21番22号　コーポウィズ201号
債務者　午來　正人
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６９４号
仙台市宮城野区平成２丁目５番１号　コーポ大内205、従前の住所宮城県栗原市瀬峰長根137番地１
債務者　亀井　　正
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７３８号
仙台市青葉区台原１丁目４番21号　ニューフォーブル202
債務者　佐藤　良治（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５６号
仙台市宮城野区福室７丁目７番７―407号
債務者　三浦　　衛
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７８０号
宮城県多賀城市東田中１丁目10番28号　メモアール多賀城202号
債務者　畠山くに枝
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２３号
宮城県宮城郡利府町加瀬字十三塚76番地１
債務者　三浦　紀子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
宮城県石巻市須江字小国55　日本財団ホーム小国の郷ホームＨ―40、住民票上の住所宮城県石巻市伊原津２丁目５番13号
債務者　阿部　礼子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
宮城県気仙沼市中みなと町152番地２
債務者　吉田　弘一
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部